

ヒルフェ通信(5月号) ❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆定時総会の開催について

次の日程で定時総会が開催されます。会員の皆様、是非ご出席をお願いいたします。
日時:平成27年6月12日(金)午後1時より
場所:行政書士会館地下講堂

◆東京家庭裁判所「後見センターレポート」より

前号で、標記の「後見センターレポートvol.7」より、「後見等事務報告書」の改訂についてお知らせいたしました。同号では、専門職後見人に対する監督の強化につきましても記事があります。具体的には、定期的な報告は自主的な提出を促し、報告の遅滞や内容の不備があった場合には、専門職後見人であっても、調査人や監督人を選任することがあるとのことです。また、監督人の選任には、財産額や関係者の意向も考慮され、家裁としては積極的に検討する態勢のようです。



監督人の選任は、後見人に対してだけでなく、保佐人・補助人につきましても、管理財産のうち流動資産額が1,000万円以上の事案については、原則選任する方針とのことです。対象の方につきましては、個別に連絡があると思われます。

これらの対応は、なかなかなくなるしない、後見人等の不祥事への対策の強化であると思われます。受任されている皆さまは、これまで以上に注意を払い、適正な後見等業務を進めていただきますようお願いいたします。

◆ヒルフェ更新研修につきまして -2-

(※前号よりヒルフェの更新研修の記事をシリーズ(不定期)で掲載しております。)

第四回更新研修(11月19日開催)は、当法人副理事長であり東京都行政書士会副会長の常住先生に、我々の業務に深くかかわる相続と、改正を控えた相続税を中心に「平成27年の相続税改正に伴う後見業務に必要な税知識」と「遺言・相続の実務」について講義をいただきました。

第五回更新研修(2月17日開催)は、第三回更新研修の日程変更にともない、2月17日に予定を変更して実施しました。講師は、当法人第三者委員会でもありません、蒲田公証役場の遠藤先生です。昨今、注目を集めている家族信託について、「後見と家族信託」題して、具体例をともなった講義をしていただきました。

昨年度は、以上の5回の更新研修を開催し、1回の講義(ライブ講義・DVD補講を含む)あたり、約120名の会員の方に受講いただきました。

今年度も、更新研修は5回の開催を予定しております。会員の皆様の知識の向上と日々の実務にお役立ただけければと思っております。



◆ヒルフェホームページ「会員専用ページ」につきまして(ヒルフェ広報)

ヒルフェでは、従来ホームページを外部業者に依頼しておりましたが、ヒルフェ内部で運用できるよう、移行作業を行いました。その間、一時的に会員サイトの閲覧ができなくなり、会員の皆さまにはご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。

現在、会員サイトの閲覧は可能になりました。掲載データにつきましては順次復旧してまいります。今しばらくご不便をおかけする部分がございますが、ご了承の程、お願い申し上げます。

なお、個別に以前掲載されていたデータ(書式等)が必要な場合は、it@hilfe.jp にご連絡ください。